

答 申

第1 審査会の結論

恵那市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和4年8月22日付けで実施機関に対し、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 公文書の名称又は内容

恵那市教育委員会が岐阜県教育委員会に提出した市内A学校勤務のB教諭についての報告書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の内容は条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年9月2日付け教学第1220号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年12月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第17条第1項の規定に基づき、令和6年2月19日付け教総第2094号-1で、本件審査請求について、恵那市情報公開・個人情報審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公文書非公開決定処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第2号について

ア 審査請求人は、自己情報の開示を請求しており、権利利益を害するおそれはない

ため、条例第7条第2号には該当しない。また、仮に、審査請求人以外の個人情報やプライバシー等に関する情報が記載されているとしても、その部分のみ非開示とすれば足り、全部非開示とするのは条例の趣旨に反し、違法である。

イ 仮に、条例第7条第2号本文の個人情報に該当するとしても、自身の生命、身体、健康、生活を保護するため、同号イにより開示の必要性がある。

(2) 条例7条第6号について

本件公文書が開示されても、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは考えられない。むしろ、本件公文書を公開しない方が、市の機関が行ったことを隠すことになるおそれがある。

(3) その他の主張

審査請求人は、自身に係る情報の開示を請求しており、恵那市教育委員会が岐阜県教育委員会に提出した報告書がいかなるものか、自分のことをどう書かれたかを知る権利がある。

第4 実施機関の主張

1 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第2号について

ア 本件公文書は、特定の個人を識別することができる情報であり、本人の情報であろうとも個人情報に該当し、非公開が原則である。

イ 条例第7条2号アからウにも該当しない。本件公文書に記載される事件は、審査請求人及び相手があり、両者の生命、身体、健康、生活、財産を保護することが必要であり、公にすることは、両者を保護することにならず、逆に権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号イには該当しない。また、職務遂行上の情報そのものではないため、ウにも該当しない。

(2) 条例7条第6号について

本件公文書に記載される事件の性質上、条例第7条第6号エによる人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす可能性がある。

(3) その他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件とは直結するものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書と事件の概要について

本件公文書をインカメラ手続で見分したところ、本件公文書は、恵那市教育委員会から岐阜県教育委員会に対する報告書であり、B教諭に係る事件（以下「本事件」という。）について、事実関係及び教育委員会や学校長等の所見が示された公文書である。実施機関から聴取したところ、本事件は公表されていない。

2 条例第7条第2号について

(1) 本人開示について

審査請求人は、自己情報の開示を請求しており、本人が開示に同意している以上、権利利益を害するおそれはないため、条例第7条第2号には該当しないと主張する。よって、まず、この点について判断する。

条例第7条第2号の個人識別情報は、その文言から、特定の個人の権利利益が現実には害されること又はそのおそれがあることを要件としていないため、個人識別情報に該当する以上、原則不開示とすることにしたのが条例の趣旨と解される。

また、情報公開制度においては、請求者が何人かを問わずに開示・非開示が決定されるべきであることに照らすと、本人が開示に同意しているか否かを問題にすべきではない。

よって、自己情報の開示を請求していることから条例第7条第2号には該当しないと審査請求人の主張は、採用できない。

(2) 条例第7条第2号該当性

ア 個人識別情報

本件公文書には、B教諭及び本事件関係者の個人情報が記載されているところ、3、4、5、6、7の各項目のうち、学校名、B教諭の氏名・年齢、関係者のイニシャル及び所属に関する情報については、少なくとも、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

イ 権利利益侵害情報

条例第7条2号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「権利利益侵害情報」という。）とは、個人の人格と密接に関わる情報等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

本件公文書のうち、1、2、5、6の各項目については、本事件の存在や内容など、B教諭の人格と密接に関わる情報であって、通常、他人にみだりに知られたくないと考えられるものであるから、B教諭の権利利益侵害情報に該当する。また、本件公文書公開請求書における「公文書の名称又は内容」に具体的氏名が記載されていること

と相まって、B教諭に何らかの事故があったことが推知されることから、以上に加え、7の項目の内容、文書の名称や各項目の記載についても、権利利益侵害情報に該当するというべきである。

一方、上記情報は、本事件関係者の人格的利益に直結する情報であって、通常、他人にみだりに知られたくないと考えられるものであるから、本事件関係者の権利利益侵害情報にも該当するものであり、B教諭の権利利益侵害情報と表裏一体の関係にある。特に、本事件に関連する法律が制定された趣旨目的に鑑みると、この種の事案に対しては、当該事案の関係者の尊厳に十分配慮すべきであって、このような配慮を要する利益が侵害される可能性がある以上は、上記情報は、権利利益侵害情報に該当するというべきである。したがって、本件では、B教諭や保護者らの意向にかかわらず、非公開とするのが相当である。

(3) 条例第7条第2号アからウについて

条例第7条第2号イについて、非開示により保護される利益は、B教諭及び本事件関係者双方の人格的利益であって、その性質からして、高度にセンシティブな情報であると認められる。仮に、B教諭の主張する事実が存在するとしても、上記のとおり本事件関係者の尊厳には十分配慮するべきであること、本事件の終局処分の内容からすれば、比較衡量の結果、公にすることが必要と認められる情報とは言えない。

また、本事件等は公表されることが予定されていないため条例第7条第2号アに該当せず、本件は職務遂行上の情報そのものではないため条例第7条第2号ウにも該当しないと認められる。

3 条例第7条第6号について

(1) 文書の性質

審査会が実施機関から聴取したところによると、市立学校に勤務する教諭について、恵那市教育委員会は人事に関する意見具申、服務監督、勤務評定等を実施し、岐阜県教育委員会において人事や懲戒処分が行われるとのことであり、本件公文書は、岐阜県教育委員会が行う当該教諭の処分、処遇、人事評価の基礎資料になり得ることである。

(2) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。この場合「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的

な可能性では足りず、将来確実に支障を及ぼすと認められなければならない。

この点、本件公文書には、本事件に関する事実関係、学校長や教育委員会による所見などが記載されている。この種の事案は、客観証拠が乏しく、立証に困難が生じることが多い一方、関連する法律等の趣旨目的に従い、関係者の尊厳を保持するため、双方の供述を評価し、迅速に対応することが求められる。このような本件公文書の性質からすると、これが開示された場合、以後同種事案について開示請求があった場合に開示されることを懸念し、実際の状況や担当者の評価等を適切に反映して記録されなくなる事態が具体的に懸念される。関連する法律が施行され、その趣旨目的の重要性が再確認されていること、本事件における終局処分の内容を踏まえると、審査請求人の主張を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障は看過しえないものと認められる。

よって、本件公文書は、条例第7条第6号エによる人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす可能性があると言える。

4 その他の主張について

知る権利は尊重されなければならないものの、これは抽象的権利であって、情報公開請求制度について、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものにするかは立法政策に委ねられているといえる。審査請求人の主張は、条例の解釈やあてはめにおいて考慮すべきものであり、当審査会の判断は上記のとおりである。

5 まとめ

以上のとおり、本件公開請求の内容は条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、公文書非公開決定とした判断は妥当であるから、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関の情報公開制度に関する基本的な考え方と運用について、審査会として、以下のとおり付言する。

本件では、審査請求人から令和4年12月1日付けで本件審査請求がされた後、審査会に諮問されるまで1年以上を要している。この点、条例第17条は、各号に掲げ場合を除き、遅滞なく審査会に諮問することとされている。

実施機関から聴取したところによると、審査請求人に対する一連の対応に時間を要したとのことであるが、理由にはならない。今後、実施機関は、条例の適切な運用に努めるべきである。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	審査の経過
令和6年2月19日	諮問
令和6年3月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和6年5月28日	事案の審議
令和6年7月3日	事案の審議

(参考)

恵那市情報公開・個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等
委員	荒田 善美	保護司
委員	各務 素弘	人権擁護委員
会長	田中 敦	弁護士
委員	松岡 和美	人権擁護委員
委員	松原 淑明	行政相談委員

(五十音順)